大崎市病院事業受託実習生受入れ要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，大崎市病院事業における受託実習生の受入れに関し必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において「受託実習生」とは，薬剤師，看護師，臨床検査技師，診療放射線技師，管理栄養士，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，視能訓練士，臨床工学技士，救命救急士，医療事務職等の医療関係業務従事者の養成を目的とする学校若しくは養成所又は医療関係団体等(以下「養成機関等」という。)の学生，生徒で当該養成機関等の長からの実習委託の申請に基づき，実習生として受入れを許可された者をいう。

（申請）

第３条　養成機関等の長は，学生，生徒の実習を病院に委託しようとする場合は，実習開始前までに実習委託申請書(様式第1号)により病院長に申請するものとする。

（許可）

第４条　病院長は，前条に規定する申請があった場合は，病院の業務に支障がないと認められる場合限り，受入れを許可する。

２　病院長は，前項の規定により受託実習生の受入れを許可したときは，当該養成機関等の長に受託実習生受入許可書(様式第2号)を交付する。

（災害補償）

第５条　受託実習生の当院における実習中に発生した事故に係る補償については，病院はその責めを負わない。ただし，病院にその責任があるときは，この限りでない。

（受託実習料）

第６条　養成機関等の長は，受託実習生の受託実習料を受入期間に応じて納付しなければならない。

２　受託実習料の額は，別表１に掲げる額（消費税及び地方特別消費税別途）とする。ただし，病院長が認めた場合は，この限りでない。

３　実習依頼者の申し入れ実習委託料が別表の金額を上回る場合は，依頼者の金額とする。

４　既納の受託実習料は，返還しない。ただし，病院長が特に必要と認めるときは，この限りでない。

（受託実習生の遵守義務）

第７条　受託実習生は，各種法令のほか病院の諸規則を遵守し，実習指導者の指示に基づき実習を行わなければならない。

（実習の停止及び許可の取り消し）

第８条　受託実習生が前条の規定に違反し，又は受託実習生としてふさわしくない行為があった場合は，病院長は当該受託実習生の実習を停止させ，又は許可を取り消すことができる。

２　病院長は，前項の規定により実習を停止させ，又は実習の許可を取り消すときには，これを養成機関等の長に通知する。

（損害賠償等）

第９条　受託実習生の養成機関等の長は，当該受託実習生の故意又は過失により医療過誤を生じさせた場合又は施設，設備等を損傷させた場合は，法令等の定めるところにより，損害賠償等の責任を負うものとする。

（事務）

第１０条　受託実習生の受入れに関する事務は，人事厚生課において処理する。

（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか，受託実習生に関し必要な事項は，病院長が別に定める。

附　則

　この要綱は，平成２８年１０月１日から施行する。

別表１

受託実習料（消費税及び地方特別消費税別途）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 単位 | 料金 |
| 薬剤師 | １回（１１週間） | 277,200円 |
| 看護師 | １日 | 2,500円 |
| 臨床検査技師 | １日 | 1,500円 |
| 診療放射線技師 | １日 | 1,500円 |
| 管理栄養士 | １日 | 1,000円 |
| 理学療法士 | １日 | 1,000円 |
| 作業療法士 | １日 | 1,000円 |
| 言語聴覚士 | １日 | 2,000円 |
| 視能訓練士 | １日 | 1,000円 |
| 臨床工学技士 | １日 | 1,500円 |
| 救命救急士 | １日 | 2,500円 |
| 医療事務職等 | １日 | 1,000円 |